

---

令和6年 第1回 宇美町議会臨時会会議録 (第1日)

令和6年1月18日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

---

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 町長の提案総括説明
  - 日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（令和5～7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線  
災害復旧工事）
  - 日程第5 議案第2号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
  - 日程第6 議案第3号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第6号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 町長の提案総括説明
  - 日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（令和5～7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線  
災害復旧工事）
  - 日程第5 議案第2号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
  - 日程第6 議案第3号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第6号）
- 

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	佐々木壮一朗
総務課長	工藤 正人	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	企画財政課長	中西 敏光
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	八島 勝行	健康課長	尾上 靖子
福祉課長	佐伯 剛美	環境課長	久我 政克
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	藤木 義和
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畑 廣典
社会教育課長	竹下 健一	こどもみらい課長	飯西 美咲

10時00分開会

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程を表示しておりますので御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、元日に発生した能登半島地震によりお亡くなりになられた方々と、その御遺族に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された数多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また余震が続く中、一日も早い復興を目指し、被災地にて御尽力されている皆様に心より敬意を表します。

それでは、ただいまから令和6年第1回宇美町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

御報告いたします。本臨時会中、9番、鳴海議員の採決は挙手で行い、発言は着座のままで行うこととしております。

また、議会広報用のため事務局職員による写真撮影を許しております。

なお、本会議終了後、議会改革調査特別委員会を開催する予定であります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、高橋議員及び4番、丸山議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本臨時会の会期は、1月18日、本日限りとすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1月18日、1日間とすることで決定いたしました。

---

## 日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子） 日程第3、町長の提案総括説明を議題といたします。

町長より、本臨時会に提案されました案件は、工事請負契約締結案1件、条例案1件、予算案1件の計3件であります。

町長の提案総括説明を求めます。安川町長。

○町長（安川茂伸） 皆さんおはようございます。本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、公私ともに御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

先ほど議長からもありましたが、提案総括説明を行う前に、1月1日に発生しました石川県能登半島地震によってお亡くなりになった方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

発生から半月ほどたちますが、昨日午後2時の時点でお亡くなりになられた方は232名、安否不明者は21名と報告されており、今も懸命な救助や捜索活動が続いております。また住宅被害や停電、断水等により1万6,000人を超える方々が、避難生活を余儀なくされております。

そうした中、本町におきましては、1月11日に志免町と合同で被災された石川県穴水町に支援物資を発送いたしました。先方と連絡を取り合い必要とされている物資をお聞きした上で、宇美町からは備蓄しておりました、おにぎりやレトルトカレーなどの食料のほか、生理用品、紙おむつ、紙皿、割り箸等をお送りいたしました。少しでもお役に立てればと思っております。

併せて、宇美町役場庁舎1階の総合案内に義援金の募金箱を設置して、募金の協力を呼びかけております。被災された皆様の安全等が一日でも早く取り戻すことができるよう、一日でも早い復興を願っているところでございます。

それでは、提案総括説明を行います。

本臨時会に提案しております議案は、工事請負契約案1件、条例案1件、予算案1件の計3件であります。

議案第1号の工事請負契約の締結については、令和6年1月11日に飯田建設株式会社と請負金額3億6,300万円で仮契約を締結した令和5～7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の本契約を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号の宇美町手数料条例の一部を改正する条例については、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号の令和5年度宇美町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ1億6,713万2,000円を追加し、予算総額を148億2,092万7,000円とするものであります。また繰越明許費及び地方債の補正を併せて提案しております。

本補正予算におきましては、物価高騰による低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、住民税均等割のみ課税される世帯に対し、1世帯当たり10万円及び低所得の子育て世帯に、子ども1人当たり5万円を現金で支給する低所得者支援給付金支給事業費をはじめ、神武原池改修事業において補助金の追加割当が決定したことにより、早期完成に向けて事業を進めるため農業土木工事請負費、令和6年からのマイナンバーカードの海外利用開始に伴い、戸籍附票システムの機能改修を行う電算システム改修業務委託料、企業版ふるさと納税寄附金を基金に積み立てるため、ふるさと応援基金積立金を計上しています。

今回の補正予算に必要な財源は、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、県支出金の農業振興費補助金及び一般補助施設整備等事業債や財政調整基金の繰入金などを計上しています。

以上で提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには、担当者から詳細に説明させますので、議決いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、町長の提案総括説明を終結します。

---

#### 日程第4. 議案第1号

○議長（古賀ひろ子） 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備課でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議案第1号 工事請負契約の締結について。令和5～7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和6年1月18日提出、宇美町

長安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘二丁目地内。2、請負契約額、3億6,300万円。3、工事請負人、住所または所在、福岡市博多区東比恵三丁目16-14。氏名または名称、飯田建設株式会社。代表者資格氏名、代表取締役氏名につきましては記載のとおりでございます。

提案理由でございますけれども、令和5～7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の工事請負契約を締結するに当たりまして、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページに別紙参考資料を掲げております。議案第1号の概要でございます。

1、工事概要。復旧延長、Lイコール58メートル。のり面整形工、Aイコール1,598平米。現場打吹付法砕工（600掛ける600）Aイコール332平米。現場打吹付法砕工（300掛ける300）Aイコール260平米。抑止アンカー工、Nイコール160本。集排水ボーリング、Lイコール1,204メートル。工事中用運搬路一式。

2、工期でございますが、契約の効力の発生の日から令和8年3月30日。

3、見積参加者。企業名、飯田建設株式会社。代表者名、代表取締役氏名につきましては記載のとおりでございます。

次ページに参考資料といたしまして、当時の現場状況の写真、それから下段には標準横断図を添付しております。右側につきましては平面図となっております。

簡単ではございますが、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 議案第2号

○議長（古賀ひろ子） 日程第5、議案第2号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第2号について御説明をいたします。

議案第2号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

まず、本議案につきましては、戸籍に関する手数料の額の算定の根拠とする地方公共団体の手数料の標準に関する政令、これが改正されまして、12月議会の議案の取りまとめ後に交付されたことから、本臨時会において提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の2ページから6ページが改正議案の本文、7ページから10ページまでが新旧対照表、11ページ、12ページが参考資料となっております。

内容につきましては、11ページの参考資料から説明させていただきます。

まず初めに、条例改正の背景でございますが、戸籍法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、国民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、国が、全国の市区町村の戸籍情報を連携させる戸籍情報連携システムを新たに構築し、以下のサービスを開始することとなっております。

まず1つ目は、戸籍謄本等の広域交付でございます。今まで本籍地に限定されておりました戸籍謄本や除籍謄本、これの交付が、本籍地以外の市区町村の窓口においても交付が可能となります。

次に、2つ目でございますが、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行でございます。

例えば、パスポートの申請などの手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍電子証明書及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号——戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行が始まることとなります。

3つ目は、届書等情報内容証明書の交付等でございます。届書等の画像情報の内容に係る証明書についても、交付または閲覧が可能となります。

これらのサービスが開始されることに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に準じまして、宇美町手数料条例の一部を改正するものでございます。

次に、条例改正の概要でございますが、まず1つ目でございますが、戸籍謄本等の広域交付の開始に伴いまして、磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部もしくは

一部を証明した書面という表記を戸籍証明書または除籍証明書に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額——1通につき戸籍は450円、除籍は750円とするものでございます。

2つ目は、電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加するもので、戸籍電子証明書提供用識別符号は1件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号は1件につき700円でございます。なお、マイナポータルを利用する場合及び同一の事項を証明する戸籍証明書等と同時に取得する場合は、無料となるものでございます。

3つ目は、届書等情報の内容の証明書の交付及び閲覧に係る手数料を追加するもので、届書等情報の内容の証明書につきましては1件につき350円、届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務につきましては、1件につき350円とします。

最後になりますが、施行日につきましては、法律の施行日に合わせまして令和6年3月1日としております。

また、次の12ページに、新しいサービスのイメージをつけておりますので、御確認をお願いします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 11ページの2番、条例改正の概要の（2）のところに「なお、マイナポータル（マイナンバーカード所有者利用サイト）を利用する場合及び同一の事項を証明する戸籍証明書等と同時に取得する場合は、無料とします」と、ここはよく分からないんですよ。

実際にかかる費用が幾らで、マイナンバーカードを使えば無料となっています。その辺をもうちょっと詳しく説明していただけないか。

結局、マイナンバーカードを使えば幾らになるのかとか、その辺を詳しくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） この電子証明書提供用の識別符号というのは、電子的な情報でございます。ただ、オンライン手続での申請の場合は無料ということになりますので、マイナンバーカードを使って、マイナポータルから証明書の申請をされた場合には、無料で交付されることになります。

これが窓口に来られまして申請された場合は、これは電子的な証明書と別に紙でも写しを渡しますんで、その部分の交付手数料になるかどうかはありますが、その場合は戸籍の場合は400円、除籍の場合は700円となります。

あと、最後またアのほう以下書いておりますが、窓口に来られて、この電子証明書を申請され

た際に、同時に戸籍謄本と、要するに今までの謄本ですね、これを請求された場合は同じ内容の証明書の手数料を1通頂いておりますので、合わせて交付する電子的な証明書の分については、無料というふうになりますので、2件の申請があっても450円だけでいいというふうになります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） このたび、戸籍情報連携システムでそれぞれの本籍地に行かなくても最寄りの市町村役場で広域交付ができると、請求が可能になるということなんですけど、ちょっと素人考えなんですけど、これはそんなに大仰なシステムをつくらなくても、それぞれの本籍地と連携取れば、わざわざこういうシステムをつくらなくても、できるんじゃないかなと思うんですけど、今までこういったことができなかったというのは、それは法律的に縛りがかかっていたのか、それとも技術的な問題があったのか、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） これまで戸籍等につきましては、市町村が管理するものというふうにされてきました。

ですから、町ごとに戸籍の原本を持って記録し証明書を交付するという扱いでした。これが電子化の進展によりまして、戸籍の副本というのを、それぞれの町から法務省のほうに電子的に送信するようになっておりまして、電子的に送信した戸籍の副本の集合体を持って、戸籍の謄本等の証明をすることができるというような法律の改正があったことと、技術的な問題になりましたら、例えばコンビニ交付とか今やっていますが、あれは市区町村がそれぞれ構築したデータをコンビニ交付のデータセンターとかいうのに預けて、それを交付するというような形になっていますが、戸籍の原本を市町村であったり、法務省以外のところが取り扱うことができないというふうな縛りもございまして、技術的にも法務省から交付するような扱いのものを構築されたというふうに聞いています。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいまからタブレット設定のため、暫時休憩に入ります。

10時22分休憩

10時24分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### 日程第6. 議案第3号

○議長（古賀ひろ子） 日程第6、議案第3号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。それでは、議案第3号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ1億6,713万2,000円を追加し、予算総額を148億2,092万7,000円とするものです。

また第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を併せて提案をしております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。資料につきましては、1月臨時議会議案資料綴一般会計補正予算（第6号）事業一覧表を御参照ください。

予算書16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費14目基金費、ふるさと応援基金費160万円は、令和5年11月以降に企業版ふるさと納税を活用して、誰もが安心して暮らし活躍できる事業、具体的には現在募集をしています、人と猫が共に幸せに暮らせるまちづくり事業に寄附をいただき、令和6年度当初予算から活用できるよう、ふるさと応援基金へ積み立てるものです。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理費246万4,000円は、令和6年からのマイナンバーカードの海外利用開始に向けて、戸籍の附票に振り仮名を記載できるよう戸籍附票システムの機能改修を行うため、電算システム改修業務委託料（補助）を、計上をしています。

18ページ、19ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、低所得者支援給付金支給事業費1億3,256万8,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税分）

を活用し、住民税均等割のみ課税される世帯に対し1世帯当たり10万円及び低所得の子育て世帯に子ども1人当たり5万円を現金で支給するため、通信運搬費（郵便料）を80万円、給付金支給関係事務業務委託料を100万円、電算関係業務委託料300万円、低所得者支援給付金を1億2,750万円など計上をしています。

20、21ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、農業基盤保全事業費3,050万円は神武原池改修事業において、補助金の追加割当が決定したことにより、早期完成に向けて事業を進めるため増額補正をするものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカード関連の電算システム改修に伴う総務省補助246万4,000円を計上しています。5節地方創生臨時交付金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税分）を1億3,075万円計上しています。

15款県支出金2項県補助金5目農林水産業費県補助金1節農業振興費補助金は、神武原池改修事業に伴う農業農村整備事業補助金を2,287万5,000円計上しています。

17款寄附金1項寄附金4目企業版ふるさと応援寄附金1節まち・ひと・しごと創生推進事業、誰もが安心して暮らし活躍できる事業を160万円計上しています。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金254万3,000円は、本補正予算の収支不足額の財源とするものです。

14、15ページをお願いします。

21款町債1項町債5目農林水産業債3節一般補助施設整備等事業債は、神武原池改修事業に伴う農業用ため池改修事業を690万円計上しています。

戻りまして6ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正は、追加2件の提案を行うもので、1件目は3款民生費1項社会福祉費、事業名が低所得者支援給付金支給事業で金額を1億3,219万3,000円と定めるもの。2件目は、6款農林水産業費1項農業費、事業名が神武原池改修事業で、金額を6,855万円と定めるものです。

次の7ページをお願いします。

第3表地方債補正は、変更1件の提案を行うもので、一般補助施設整備等事業債で限度額を1,970万円から2,660万円とするものです。

最後になります、予算書の後ろのほうになります、22ページに先ほど説明いたしました地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で、説明は終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 事業一覧で、2ページに低所得者の支援事業がありますが、これは均等割の課税者ということになっているんですが、例えば親子で、お父さんと40の息子が一緒に世帯に住んでいるんだけど、この40というのは体の調子が悪くて仕事をしていないと、こういった方というのは、対象になるのかどうかをちょっとお聞きしたかったんですけど。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。今の御質問の内容でございますが、あくまでも均等割課税者に対して今回10万円の支給を行うものということになりますので、あくまでも所得の縛りということになります。

世帯でということになりますので、世帯で均等割課税世帯であるということであれば、10万円の対応になるということでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 同じく資料の2ページです。低所得者支援給付金支給事業費についてお尋ねしますが、支給時期が今のところ4月の初旬ですか、そのあたりで支給するという計画なんですけれども、これやはり物価高対策なんです、今困っている人に早急に支給しなければ、支給する意義というのが薄れてくると思います。

あまりにも遅すぎるというのが、私の主張なんですけれども、これを早急に支給するための対策、どのようなことを考えていますか。その対策をしっかりとやっていただいて、あなた方が考えている対策をしっかりとやっていただいて、目標としていつぐらいに支給できるようにするのか、といいますのも、これまで何度も、何度も、こういった給付金事業というのはされているんです。

そういったノウハウは、役場はもちろん、電算の事業者さん、こういったところもしっかり持っているはずなんです。システム構築に数箇月かかるというのは、私はあり得ないと思っているんですけれども、その辺の対策、どのように行って一日も早い支給を達成できるのか、その方法

を教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。低所得者の支援給付金という形で今、議員おっしゃるよう一日でも早い給付を行うべきだということで、全員協議会の中でも、その旨の御質問があったかなと存じます。

我々も一日も早く対応できるように、なるべく3月中には、第1回目の支給が行えるように努力していきたいと、そのスピード感の部分に関しましては、あくまでもシステムの関係、これに関しましては大本であるNECさん、うちの場合は今BCCと契約をさせていただいておりますが、大本のNECにこの情報が国から下ろされるという段取りを得て、町のほうに下りてくるといいう流れになります。

これまでの5万円、7万円、10万円、これらの給付金が行われてきておりますが、大体システムの構築に2か月程度がかかっているというのが、実情でございます。

今回、対象者もはっきりしておりますし、件数も少のうございます。あらあら基本的に、令和5年度の課税状況という形になりますので、転入等があればちょっとあれですけども、基本的には対象者も9割方はっきりしておりますので、一日も早い支給ができるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私はその方法をどうやって早くするのかということを知りたいんです。対策です。やっていきたいと思っておりますは、答えになっていないんですけども、どうやって、やっていこうとするんですか。一日も早く実施するためにどう対策を立てていくんですか。そこを知りたいんですが、しっかり回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 対策というのが、町単独で決めることが非常に難しいという回答のつもりでございました。

あくまでもシステムが優先するべきものに今なっております。というのは手勘定でできるものではないということです。

ということで、システム業者との契約を締結し、内容等の積み重ねを行う中で、支給日を決めていくという形になっております。

ただ、本町だけがやっている給付金ではございませんので、全国大体同じタイミングでやっていると思っております。できる限り早いタイミングで、3月には支給できるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） しっかり取り組んでいただいて、一日も早い給付が達成できることを願っておるところです。

これに加えて、支給の交付率というか、支給率、ここもやはり漏れなくやっていくということが非常に大切だろうと思っています。一体何%の方に給付するように、実際に住民票があっても行方不明者なんかもありますんで、その辺も踏まえて目標として何%の方に支給されるのか、できるとそこを見込んでやっていこうとするのか、周知方法等を考えているのか、その数値をお示してください。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。目標値というものに関しましては、全ての方にももちろんお配りしたい給付金でございます。申請主義でもありますし、これまでの給付金でも、御自身から辞退された方等も多数いらっしゃいました。

また、うっかりしていたとか、もう忘れていましたというような方もいらっしゃいますし、国の事業でございますので、どうしてもエンドを決めないといけないという形になります。

ただ今回のこの均等割また非課税者の子どもに関する給付金に関しましては、まだエンドが決まっておりません。国のほうからも、いつまでに終わらせないといけないということがはっきりしておりませんので、これから2月、3月の中で、国からの指示が出てくるかなと思っておりますが、そういった中でしっかり全ての方に周知をしていきたいと思っております。

周知の方法に関しましては、基本的には全てダイレクトメールを行います。対象者がはっきりしている分に関しましては、配達記録郵便ということで、全て例えば御入院されているとか、転出されているとか、そういった方々に関しましては、配達記録という形で必ず郵便が届いたかどうかの確認を行い、届いていないということであれば追跡調査を行い、これまでも対応してまいった経緯がございます。

それと、支給率の部分でございますが、これまでの給付金では大体97%台の支給。だんだん伸びてきております。最初の頃は95%あたりでございましたが、前回の給付金、3万円の給付金でございましたが、その中では大体97%後半ぐらいまで行ったんじゃないかなと思っております。

目標値ということであれば、これを上回る、できれば98%ぐらいの支給率に持っていきたいという気持ちはありますが、冒頭申しましたとおり、あくまでも申請主義でございますので、強制するものではないというところを1つ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 事業一覧の3ページ、農業用ため池についてお尋ねをいたします。早期実現に向けて事業を進めたいと、早期、果たしていつから、令和6年からなのか、工期についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） もともと、この神武原池改修事業につきましては令和5年、令和6年の事業でございました。

令和5年度については、補助金を申請しておりましたけれども、約半分ぐらいしか補助金がつかなかったというのが実情でございます。

今回補正をするものにつきましては、12月の下旬に国からの追加割当があつて今回補正をさせていただいているものでございまして、事業としては令和5年、6年の事業で、もう既に令和5年の当初にさせていただいたものについては、もう工事は発注しておりますので、今後補正予算が通りましたら、速やかに工事の発注手続を取りたいというふうに考えております。

ですから、それと6年度に当初予算でも要望しますので、6年度で完了予定というところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。早期実現になろうかと思えます。令和6年度に完了と、今言われておりましたんで。

2点目が町内農業用ため池が21か所あると思えます。危険なため池、金坪池、今説明がありました神武原池、それと宇美東小学校の隣の池、名前忘れましたが、何箇所、1年前も同じ質問したと思えますが、現在21か所の中で、県の防災重点ため池の調査を行ったと思えますが、何箇所あるのか、何箇所か分かれば教えてもらいたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 今回補正予算案では計上しておりませんが、ため池の改修事業の計画でございますけれども、まず耐震診断を行つて、堤体の安定計算をしたところ、1以下のため池があるということで、こちらについては県の事業で実施をする予定としております。

今、議員のほうからお話がありました金坪池、それからもう1つが焼尾池というところがございまして、そういったところを今計画にのせて、事業実施に進めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書でいきますと、ページ数が17ページです。事業一覧表でいくと2ページになるんですけども、ふるさと応援基金費というところで、説明聞きましたけどちょっとよく分からなかったんですけども、この、誰もが安心して暮らし活躍できる事業（人と猫が共に幸せに暮らせるまちづくり事業）に寄附があつたとで、ここに括弧して、人と猫が共に

幸せに暮らせるまちづくり事業に対して寄附が寄せられたと、私は思ったんです。そこに寄せられた寄附を、誰もが安心して暮らし活躍できる事業のほうに入れてしまうということは、これは、寄附した人が思い描いた意図した目的とは違う事業に使われてしまうのではないのかなという懸念があるのですが、そもそも、この人と猫が共に幸せに暮らせるまちづくり事業に寄せられた寄附がなぜ、誰もが安心して暮らし活躍できる事業のほうに入れられてしまうのか、それ入れてしまっても大丈夫なんですか、ということについて質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 現在、企業版ふるさと納税につきましては、2つの事業で募集をかけております。1つは笑顔で子育てができる町にということで、宇美町は妊産婦さんを全力で応援しますとして、子育て支援で募集を行っているのが1点。

それと、2つ目につきましては、誰もが安心して暮らし、活躍できる事業として具体的なメニューとして、人と猫が共に幸せに暮らせるまちづくり事業として、ということで募集を開始しておりますので、これにつきましては、地域猫の関係として募集を、寄附を頂いたということになりますので、それに対しての事業に対して活用していくということになっております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正

は議長に委任していただくことに決定いたしました。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本臨時会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、令和6年第1回宇美町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時47分閉会

---

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月18日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 丸 山 康 夫

署名議員 高 橋 紳 章